[事案 20-30]契約転換無効確認請求

- ・ 平成 20 年 9月 4日 裁定申立受理
- · 平成 21 年 4月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換は無効であり、転換前契約を復活し、転換前契約と転換後契約の保険料の差額を返還して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成6年、営業職員より、保険料を増額して将来受け取れる年金額を増額することの 提案を受け、それに応じて、平成元年に加入した定期付終身保険の保険証券を渡したと ころ、無断で契約転換されてしまった。

その結果、60歳まで保険料を払い込み60歳から年金を受け取れる保険が、保険料払 込期間が70歳まで延長され、更新時に保険料が倍以上に増額する、自分の意思とかけ 離れた契約内容の定期付終身保険(更新型)に変更されてしまった。

なお、その手続きの際、生命保険契約申込書(以下、「契約申込書」という)等のいかなる書面にも署名・押印した事実はなく、保険会社提出の契約申込書の署名・押印は、自分の意思に基づくものではない。また、嘱託医の診査を受けた事実もなく、保険会社より提出されている告知書は、申立人と相手方会社との平成元年加入の際の告知書であり、告知日が改ざんされている。

よって、転換後契約は無効であり、転換前契約を復活して、転換後契約と転換前契約 の差額保険料を返還して欲しい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立てのあった現契約への転換手続きは有効であり、契約転換を無効として差額保険料を返還する請求に応じることは出来ない。

- (1) 契約申込書の署名・押印については、当該契約の給付金請求書や別契約の解約 請求書と同一筆跡・同一印と思われ、申立人自身が契約申込みの手続きをしたも のと判断する。
- (2)当時の担当営業職員(退職済)に確認したところ、契約締結に際しては、保険設計書等で契約内容を説明し、その契約内容を確認いただいたうえで、契約申込書に署名・押印いただいたとのことであった。その申込書には「転換契約とします。被転換契約証券番号」と、転換契約である旨および「*印のある特約は自動更新特約を付加します」と、定期保険特約等が更新タイプであることを明示している。同様の内容は、転換後契約の成立後に送付している保険証券にも記載している。
- (3)診査報状(申立人に渡し済み)に記録が残っているとおり、申立人は平成6年8月にA嘱託医の診査を受診している。
- (4)転換後契約が有効であることを前提として、積立配当金の引出し(平成 15 年)、 給付金請求(同 19 年)の経緯がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、書面審理ならびに申立人からの事情聴取を行い審理した結果、下 記のとおり、申込書および告知書の存在からすると、申立人の説明により転換契約が無 効であると認定することは出来ず、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

1.申込書について

- (1) 申込書の申立人の氏名の記載と別契約の解約請求書等の申立人の氏名の記載とは、申立人が異なると指摘する特徴も、全ての文字に共通する指摘ではなく、また、文字の中には類似している箇所も認められ、更に、全体として類似していると認める余地もあり、直ちに申立人の筆跡と異なると認めることは出来ない。
- (2) 申立人は、事情聴取において、申込書の保険契約者欄及び被保険者欄の申立人の押印は、営業職員が申立人の印鑑を無断で使用して押印した可能性や、申立人の印鑑そのものを作成して押印した可能性を指摘するが、同指摘を裏付ける証拠はなく、また、解約請求書等の印影(申立人が押印したものであることを認めている)と酷似しており、申込書の印影は申立人の印鑑によるものと認めることが出来る。
- (3) 以上から、申込書は申立人の意思にもとづいて作成されたものと認めることが出来る。また、申込書には冒頭に、他の文字より大きい太文字で「生命保険契約申込書」と印刷されており、生命保険契約の書面であることは容易に識別でき、文中には「転換契約とします」と記載されており、申立人は転換契約のための書面であることを認識しながら署名・押印したことが窺える。

2.告知書について

申立人は、告知書の受診者欄は申立人が自署したことを認めるが、同告知書は、平成元年の転換前契約の契約時の告知書で、告知日欄の平成「1」年を平成「6」年に 改ざんしたものであると主張するが、告知書の外観上、改ざんの事実は窺えない。